

●香川県広域水道企業団告示第2号

令和元年香川県広域水道企業団告示第3号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。
 令和3年1月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日	収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称					提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
略					略						
旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>SMBCフ</u> <u>アイナ</u> <u>ンスサ</u> <u>ービス</u> <u>株式会</u> <u>社</u>	<u>東京都</u> <u>港区三</u> <u>田三丁</u> <u>目5番</u> <u>27号</u>	略			旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>株式会</u> <u>社セデ</u> <u>ィナ</u>	<u>愛知県</u> <u>名古屋</u> <u>市中區</u> <u>丸の内</u> <u>三丁目</u> <u>23番20</u> <u>号</u>	略		
略					略						
旧善通寺事務所に係る料金及び善通寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧善通寺事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>SMBCフ</u> <u>アイナ</u> <u>ンスサ</u> <u>ービス</u> <u>株式会</u> <u>社</u>	<u>東京都</u> <u>港区三</u> <u>田三丁</u> <u>目5番</u> <u>27号</u>	略			旧善通寺事務所に係る料金及び善通寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧善通寺事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>株式会</u> <u>社セデ</u> <u>ィナ</u>	<u>愛知県</u> <u>名古屋</u> <u>市中區</u> <u>丸の内</u> <u>三丁目</u> <u>23番20</u> <u>号</u>	略		
略					略						
旧さぬき事務所に係る	<u>SMBCフ</u>	<u>東京都</u>	略			旧さぬき事務所に係る	<u>株式会</u>	<u>愛知県</u>	略		

料金及びさぬき市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧さぬき事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>アイナ</u> <u>ンスサ</u> <u>ービス</u> <u>株式会</u> <u>社</u>	<u>港区三</u> <u>田三丁</u> <u>目5番</u> <u>27号</u>	料金及びさぬき市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧さぬき事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>社セデ</u> <u>イナ</u>	<u>名古屋</u> <u>市中区</u> <u>丸の内</u> <u>三丁目</u> <u>23番20</u> <u>号</u>
--	--	--	--	-------------------------	--

表旧東かがわ事務所に係る料金及び東かがわ市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧東かがわ事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）の項を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>SMBCフ</u> <u>アイナ</u> <u>ンスサ</u> <u>ービス</u> <u>株式会</u> <u>社</u>	<u>東京都</u> <u>港区三</u> <u>田三丁</u> <u>目5番</u> <u>27号</u>	略	旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>株式会</u> <u>社セデ</u> <u>イナ</u>	<u>愛知県</u> <u>名古屋</u> <u>市中区</u> <u>丸の内</u> <u>三丁目</u> <u>23番20</u> <u>号</u>	略
旧小豆島事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧小豆島事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>SMBCフ</u> <u>アイナ</u> <u>ンスサ</u> <u>ービス</u> <u>株式会</u> <u>社</u>	<u>東京都</u> <u>港区三</u> <u>田三丁</u> <u>目5番</u> <u>27号</u>	略	旧小豆島事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧小豆島事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）	<u>株式会</u> <u>社セデ</u> <u>イナ</u>	<u>愛知県</u> <u>名古屋</u> <u>市中区</u> <u>丸の内</u> <u>三丁目</u> <u>23番20</u> <u>号</u>	略

表旧宇多津事務所に係る料金及び宇多津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧宇多津事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）の項から旧まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）の項までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

備考

1～7 略

8・9 略

備考

1～7 略

8 この表において「旧東かがわ事務所」とは、旧条例別表第3に規定する東かがわ事務所をいう。

9・10 略

11 この表において「旧宇多津事務所」とは、旧条例別表第3に規定する宇多津事務所をいう。

12 この表において「旧綾川事務所」とは、旧条例別表第3に規定する綾川事務所をいう。

13 この表において「旧琴平事務所」とは、旧条例別表第3に規定する琴平事務所をいう。

14 この表において「旧多度津事務所」とは、旧条例別表第3に規定する多度津事務所をいう。

15 この表において「旧まんのう事務所」とは、旧条例別表第3に規定するまんのう事務所をいう。